

# 交野市立図書館・室の雑誌スポンサー制度実施要綱

## 1. 目的

雑誌スポンサー制度は、交野市立図書館・室（以下「図書館」という。）の雑誌のカバーにスポンサー広告を募集し掲載することで、民間事業者の事業活動を促進するとともに、新たな財源を確保し、蔵書の充実を図ることを目的とする。

## 2. 雑誌スポンサー制度の内容

広告を表示する者（以下「雑誌スポンサー」という。）が、図書館が指定する書店で雑誌を購入し、図書館に提供する。図書館は、提供された雑誌最新号のカバー表面に雑誌スポンサー名、カバー裏面に雑誌スポンサーの広告を表示して雑誌コーナーに配架し、図書館の利用者の閲覧に供する。

## 3. 雑誌の選定

雑誌スポンサーは、図書館が作成した「雑誌リスト」（分類別の人気順）から選定する。

## 4. スポンサーおよび広告の対象

- (1) 雑誌スポンサーは、企業、商店、団体等を対象とし、「交野市有料広告の取り扱いに関する要綱」に準拠する。
- (2) 広告内容は、図書館の公共性、社会的信頼性を損なうおそれのないものとし、「交野市有料広告の取り扱いに関する要綱」に準拠する。

## 5. 広告の掲載期限

広告の掲載期限は、契約日の属する月若しくは翌月から当該年度の3月31日までの期間とする。

## 6. 広告の企画、表示方法

- (1) 雑誌スポンサー名及び広告の表示物は、雑誌スポンサーが必要枚数を作成し提供する。
- (2) 提供雑誌の最新号閲覧用カバー表面については、雑誌スポンサー名等の表示とする。  
表示の大きさ：縦5センチ、横15センチ以内  
貼付位置：カバー底辺より4センチ上部中央付近
- (3) 提供雑誌の最新号閲覧用カバー裏面については、雑誌スポンサー広告の表示とする。  
表示の大きさ片面印刷A4判以下を基本とし、当該雑誌カバーに収まるサイズ
- (4) 雑誌の配架場所は、図書館が決定する。

## 7. 申込みの受付

申込みは、随時受付する。

受付場所 〒576-0051交野市倉治6丁目9番20号  
交野市立倉治図書館

電話 072-891-1825 Fax072-891-1811

受付日時 図書館開館日の午前9時から午後5時まで

## 8. 申込み方法

雑誌スポンサー申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、申込みをする。

- (1) 申込書に代表者印を押印して、直接持参、または郵送で行う。
- (2) 申込書に添付する書類
  - ・ 広告図案
  - ・ 会社概要等（業種等がわかるもの）

## 9. 雑誌スポンサーの選定及び広告内容審査・決定

- (1) 雑誌スポンサーの選定及び広告内容の審査は、本要綱及び「交野市有料広告の取り扱いに関する要綱」に基づき、図書館が行う。
- (2) 前項の規定による審査の結果、適正と認めるときはこれを決定し、雑誌スポンサー決定通知書（様式第2号）により通知する。

## 10. 購入代金の支払い

雑誌スポンサーの提供する雑誌代金の支払いは、覚書締結後、速やかに図書館が指定する書店に雑誌スポンサーが直接支払うものとする。

- (1) 振込み手数料等は、雑誌スポンサーの負担とする。
- (2) 雑誌スポンサーが提供する雑誌が休・廃刊した場合は、図書館と協議のうえ、別の雑誌に広告を振り替えることとする。
- (3) 雑誌スポンサーが提供する雑誌の価格に変動があった場合は、年度末に雑誌スポンサーと書店が協議し、清算することとする。

## 11. 覚書の締結

雑誌スポンサー制度の広告に決定した場合は、覚書（様式第3号）を締結する。

## 12. 雑誌スポンサーの解約

雑誌スポンサーの申し出による年度途中の解約（返金）については、特段の理由が無い限りできないものとする。

## 13. 雑誌スポンサーの責務

雑誌スポンサーは、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

## 14. 決定の取消し

図書館は、雑誌スポンサーが次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、決定の全部または一部を取消することができる。

- (1) 申込書の虚偽の記載、その他不正な手段により雑誌スポンサーの決定を受けた場合。
- (2) その他、本要綱に定める雑誌スポンサー及び広告の対象とならない場合。
- (3) 雑誌スポンサー料は、原則として還付しない。ただし、図書館のやむを得ない事由により有料広告の掲載ができなくなったときは、徴収した雑誌スポンサー料の一部又は全部を還付することができる。

附則 この要綱は平成29年4月1日から施行する。

附則 令和元年5月1日一部改定。

(様式第1号)

令和 年 月 日

交野市立図書館長 様

所在地

名 称

代表者

印

### 雑誌スポンサー申込書

交野市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱に基づく雑誌の提供等について、以下のとおり申  
込します。

#### 1. 広告を希望する雑誌

	雑誌名	概算額 (円)
1		
2		
3		

#### 2. スポンサー期間

令和 年 月 日から令和 年3月31日まで

#### 3. 添付書類

- ・広告の原稿 (案)
- ・会社案内、パンフレット等 (事業内容等がわかるもの)

(様式第2号)

令和 年 月 日

様

交野市立図書館

雑誌スポンサー決定通知書

年 月 日付けの申込みについて、次のとおり決定したので通知します。

1. 広告を掲載する雑誌

	雑誌名	概算額 (円)
1		
2		
3		

2. スポンサー期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

## 雑誌スポンサー制度に関する覚書

交野市立図書館（以下「図書館」という。）と雑誌スポンサー（以下「スポンサー」という。）とは、交野市立図書館雑誌スポンサー制度に基づく雑誌の提供等について、交野市立図書館・室の雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき、以下のとおり覚書を締結する。

### （提供雑誌）

第1条 図書館は、スポンサーから下記の雑誌の提供を受けるものとする。

	雑誌名	スポンサー期間	概算額（円）
1		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
2		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	
3		令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日	

### （広告の掲載方法）

第2条 図書館は、スポンサーから提供を受けた雑誌のカバーの表面、裏面にスポンサーの広告を掲載する。

なお、スポンサーは、広告の内容等については事前に図書館と協議するものとする。

### （雑誌購入費用の負担）

第3条 スポンサーは、雑誌スポンサー制度実施要綱に基づき、購入する雑誌の代金を負担する。

2 スポンサーは、第1条に定めるスポンサー期間分の購入代金を、図書館が指定する雑誌納入業者に直接支払うものとする。

3 支払いに必要な一切の費用は、スポンサーの負担とする。

### （広告掲載の責務）

第4条 スポンサーは、作成した広告の内容等に関する一切の責任を負うものとする。

2 スポンサーは、広告の内容等が、第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関わる全ての権利処理等が完了していることを、受贈者に対し保障するものとする。

3 第三者から広告に関連して苦情の申立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、スポンサーの責任及び負担において解決するものとする。

### （広告内容の変更）

第5条 スポンサーは、雑誌に掲載した広告の内容を変更しようとするときは、変更しようとする日の1か月前までに、広告内容を図書館に提出し、その広告掲載の可否について図書館の承認を受けなければならない。

(雑誌スポンサーの取消し)

第6条 図書館は、スポンサーが本覚書に定める義務を履行しないときは、スポンサー制度実施要綱の規定による決定を取消することができる。

2 前項の取扱いに関して、図書館はこれらの処分によって生じた損害の責めを負わないものとする。

3 前項の規定により広告の掲載を取消した場合は、すでに納入されている雑誌及びその代金の返還はしない。

(雑誌の所有権)

第7条 スポンサーより提供された雑誌の所有権は、図書館に帰属するものとする。

(協議)

第8条 本覚書に定めのない事項について疑義が生じたときは、図書館及びスポンサーは、誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

本覚書は2通作成し、記名捺印のうえ、各1通を保管するものとする。

令和 年 月 日

スポンサー 所在地  
名 称  
代表者 印

図書館 所在地 交野市倉治6丁目9番20号  
名 称 交野市立図書館  
館 長 印